

教第3号議案

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則について
職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

裁判所等に出頭する場合における職務に専念する義務を免除される要件の見直しを行うため。

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部改正（概要）

【改正概要】

- ①裁判所等に出頭する場合に職務専念義務の免除の対象となる要件の拡充
新たに「被害者参加人」の追加を行う。

現行	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合
改正後	裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合

※被害者参加人：一定の刑事事件において、被害者やその法定代理人等の申し出により、裁判所が被告事件の手續への参加を許可した者。

（例：被害者、被害者の配偶者や親族等）

- ②その他必要な改正

【改正する規則】

- ①職務に専念する義務の特例に関する規則
②神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

【施行日】

令和8年6月1日

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第 1 条 職務に専念する義務の特例に関する規則 (昭和 27 年 12 月教育委員会規則第 27 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(この規則の目的) 第 1 条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例 (昭和 26 年 3 月条例第 13 号) 第 2 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項第 4 号の規定に基き、地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和 27 年法律第 289 号) 附則第 <u>5</u> 項に規定する職員 (以下「職員」とい	(この規則の目的) 第 1 条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例 (昭和 26 年 3 月条例第 13 号) 第 2 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項第 4 号の規定に基き、地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和 27 年法律第 289 号) 附則第 <u>4</u> 項に規定する職員 (以下「職員」とい

<p>う。)の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。</p> <p>(職務に専念する義務の免除を受けることができる場合)</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合</p> <p>(7)～(23) [略]</p>	<p>う。)の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。</p> <p>(職務に専念する義務の免除を受けることができる場合)</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合</p> <p>(7)～(23) [略]</p>
--	--

(神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成27年3月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職務に専念する義務の免除を受けることができる場合)</p> <p>第2条 教育長が職務に専念する義務</p>	<p>(職務に専念する義務の免除を受けることができる場合)</p> <p>第2条 教育長が職務に専念する義務</p>

を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)～(5) [略]

(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合

(7)～(22) [略]

を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)～(5) [略]

(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合

(7)～(22) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。